

平成 22 年度 予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)		区分		
6	電話等による市税納税催告事業(市税徴収事業)		新規	拡大 継続	
会計区分	款	項	目		所管
一般会計	2	3	2		財政局 税務部 収納対策課
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009		番号	事業名		
総合振興計画新実施計画		事業コード	30010	事業名	電話等による市税納税催告事業
根拠法令等					
予算要求事業の概要					
内容	民間からの派遣職員により、電話による納税の呼びかけ業務を効率よく実施するとともに、納付書の作成・発送など業務の充実を図るものです。				
目的・目標	<p><目的> 市税の収納対策を強化するため、民間から派遣を受けた職員により、納期限を過ぎても納付の確認がとれない市税未納者に電話による納税の呼びかけ業務を実施し、自主納付の促進とともに、滞納繰越の未然防止を図るものです。</p> <p><目標(平成 年度末)></p>				
現状と課題	<p><現状(平成21年度末見込み)> 1 目標額 呼びかけによる納付額 4億8,000万円</p> <p><課題> 1 委託方法を含めた今後のセンターのあり方の検討 2 より効果的・効率的な運営方法の検討 3 催告センターから各区収納課への案件引継ぎのタイミングの検討 4 臨戸訪問による自主的納付の呼びかけなど更なる民間活力の活用方法の検討</p>				
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度 納税催告センター業務の運営 平成23年度 納税催告センター業務の運営 平成24年度 納税催告センター業務の運営 				

2 予算要求の内容と査定結果

(単位：千円)

区分	金額	備考									
平成21年度	当初予算	35,363	<p><積算内訳></p> <table border="0"> <tr><td>1 市税納税催告センター運営事務費</td><td>150</td></tr> <tr><td>2 市税納税催告センター事務労働者派遣委託</td><td>30,983</td></tr> <tr><td>3 新規プリンター設置業務委託</td><td>500</td></tr> <tr><td>4 申告書及び電話番号調査員賃金</td><td>3,730</td></tr> </table>	1 市税納税催告センター運営事務費	150	2 市税納税催告センター事務労働者派遣委託	30,983	3 新規プリンター設置業務委託	500	4 申告書及び電話番号調査員賃金	3,730
	1 市税納税催告センター運営事務費	150									
2 市税納税催告センター事務労働者派遣委託	30,983										
3 新規プリンター設置業務委託	500										
4 申告書及び電話番号調査員賃金	3,730										
	財源内訳	35,363	① 一般財源								
平成22年度	当初予算要求	29,590	<p><積算内訳></p> <table border="0"> <tr><td>1 市税納税催告センター運営事務費</td><td>106</td></tr> <tr><td>2 市税納税催告センター事務労働者派遣委託</td><td>29,484</td></tr> </table>	1 市税納税催告センター運営事務費	106	2 市税納税催告センター事務労働者派遣委託	29,484				
	1 市税納税催告センター運営事務費	106									
	2 市税納税催告センター事務労働者派遣委託	29,484									
		財源内訳	29,590	① 一般財源							
	財政局長査定	29,006	<p><査定内容></p> <table border="0"> <tr><td>1 市税納税催告センター運営事務費</td><td>100</td></tr> <tr><td>2 市税納税催告センター事務労働者派遣委託</td><td>28,906</td></tr> </table>	1 市税納税催告センター運営事務費	100	2 市税納税催告センター事務労働者派遣委託	28,906				
1 市税納税催告センター運営事務費	100										
2 市税納税催告センター事務労働者派遣委託	28,906										
	財源内訳	29,006	① 一般財源								
	市長査定	29,006	<p><査定内容> 同上</p>								
	財源内訳	29,006	① 一般財源								
			<p><査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。</p>								